

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	秩父別町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.chippubetsu.hokkaido.jp/index.php?id=100451">http://www.town.chippubetsu.hokkaido.jp/index.php?id=100451</a>

執行機関名 秩父別町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	秩父別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和58年条例第2号)による重度心身障害者又はひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務
② 番号法別表第1の項	45	
③ 番号法別表第2の項	65	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		秩父別町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例(平成27年条例第16号)別表第一 第3の項 秩父別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和58年条例第2号)による重度心身障害者又はひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	秩父別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和58年条例第2号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		秩父別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和58年条例第2号) 秩父別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和58年規則第3号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求めると提供を定める特定個人情報情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	秩父別町 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第6条
② 事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号の給付金支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害者に対する医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報情報1		
① 根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	秩父別町 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条
② 情報提供者	市町村長	市町村長
③ 提供を求めると提供を定める特定個人情報情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る市町村民税に関する情報
備考		